

グリーンインフラ推進戦略

令和元年 7 月

国土交通省

目次

1. はじめに	1
(1) グリーンインフラの考え方	1
(2) グリーンインフラに関するこれまでの経緯	2
2. グリーンインフラが求められる社会的・経済的背景	4
(1) 気候変動への対応	4
(2) グローバル社会での都市の発展	4
(3) SDGs、ESG 投資等との親和性	5
(4) 人口減少社会での土地利用の変化への対応	5
(5) 既存ストックの維持管理	5
(6) 自然と共生する社会の実現	5
(7) 歴史、生活、文化等に根ざした環境・社会・経済の基盤	6
3. グリーンインフラの特徴と意義	7
(1) 機能の多様性	7
(2) 多様な主体の参画	7
(3) 時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）	7
4. グリーンインフラの活用を推進すべき場面	9
(1) 気候変動への対応	9
(2) 投資や人材を呼び込む都市空間の形成	10
(3) 自然環境と調和したオフィス空間等の形成	10
(4) 持続可能な国土利用・管理	10
(5) 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生	11
(6) 都市空間の快適な利活用	11
(7) 生態系ネットワークの形成	11
(8) 豊かな生活空間の形成	12
5. グリーンインフラを推進するための方策	13
(1) グリーンインフラ主流化のための環境整備	13
(2) グリーンインフラ推進のための支援の充実	15
(3) グリーンインフラに関する評価手法の開発等	17
別紙 1：グリーンインフラ懇談会の設立趣旨と検討経緯	18
別紙 2：政府決定文書における「グリーンインフラ」に関する記載	19

グリーンインフラ推進戦略

1. はじめに

(1) グリーンインフラの考え方

「グリーンインフラ」という言葉は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方で、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていたものが、我が国においても、近年、その概念が導入され、様々な研究が進められてきた。また、行政分野においては、国土形成計画（平成27年8月閣議決定）において、初めて「グリーンインフラ」という用語が登場し、その後、社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」（平成28年5月）等においても内容が盛り込まれたところである。

既存の整理に従えば、グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組である。

グリーンインフラの「グリーン」は単に緑、植物という意味を持つのではなく、さらに「環境に配慮する」、「環境負荷を低減する」といった消極的な対応を越え、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持つ。また、グリーンインフラの「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを指すのではなく、その地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含み、公共の事業だけではなく、民間の事業も含まれる。

既に、従来の社会資本整備や土地利用等の取組においては、グリーンインフラと称してはいないものの、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組を実施してきている。社会資本整備において自然環境の機能が整備の前提条件として織り込まれている場合もあり、人工構造物とグリーンインフラは、概念上も要素技術の上でも相互に関係しており、双方を適切に組み合わせることが重要である。今回、グリーンインフラをさらに推進していく上で、これまでの取組と何が違うのか、何をを目指すのかという問いが想定されるが、下記の方向性を打ち出すものである。

- ・ 自然環境が持つ多様な機能の価値や効果を改めて見直しエビデンスとして示す。

- ・ 長年にわたる自然と調和した営みにより形成されてきた自然資本を積極的に評価し、地域住民をはじめとする多様な主体が参画する取組を通じて、持続的に維持管理するとともに、より賢く使うという「攻め」の発想に転換する。
- ・ 多様な主体が連携して、持続可能で魅力あるレジリエントな国土・都市・地域の形成を目指す。
- ・ これらの取組をグリーンインフラという概念でまとめることで、地域住民や官民の関係主体さらには行政部局間の横の情報交換・連携を活性化させ、国として自ら取り組むとともに、全国的な取組を積極的に応援していく。

（２）グリーンインフラに関するこれまでの経緯

① 欧米での取組

自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用等に活用するグリーンインフラは、欧米で先行して取組が進められてきた。

米国では、管渠・ポンプ・貯留管、汚水・下水排水と組み合わせて用いられてきたハードインフラの代替、若しくはハードインフラに付加するものとして土壌や植生を用いることとされており、それにより、飲料水の供給や公衆衛生の向上、下水道からの越流の軽減、雨水による汚染の削減を図っている。

欧州では、水質浄化、大気質、レクリエーション、気候変動緩和と適応のための広範な生態系サービスを提供するように設計され、管理されている自然環境や半自然環境の戦略的ネットワークと定義され、様々な取組が行われてきた。

② 我が国での取組

我が国においては、人と自然が共生する生活が営まれてきた歴史を有するとともに、近代以降は都市化の状況を踏まえた緑地保全・緑化政策、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する「多自然川づくり」などの取組を推進してきた。このような経緯の上、グリーンインフラという概念についても、国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）、社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月閣議決定）等に、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生育・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する」と位置づけられ、これを踏まえ、これまで事例紹介等を行ってきたところであるが、現時点では一部の個別事業での先進的な取組にとどまっている。

③ グリーンインフラ懇談会での議論 （別紙 1）

昨今の自然災害の激甚化・頻発化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用等を推進する観点

から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を、社会資本整備や土地利用等を進める上での全般的な取組として普及・促進するため、平成 30 年 12 月から有識者からなる「グリーンインフラ懇談会（以下、「懇談会」という。）」を開催し、欧米の事例も参考にして議論を進めてきた。

懇談会においては、グリーンインフラが必要とされる社会的・経済的背景、グリーンインフラの特徴や位置づけ、グリーンインフラの活用を推進すべき場面、グリーンインフラを推進するための方策などについて議論を重ね、平成 31 年 4 月に中間整理を行ったところであり、今般、中間整理に示された方向性を具体化して、「グリーンインフラ推進戦略」をとりまとめたものである。

2. グリーンインフラが求められる社会的・経済的背景

グリーンインフラが求められる昨今の社会的・経済的背景としては、気温の上昇や大雨の頻度の増加などの気候変動への対応、グローバル社会における国際競争の激化やESG投資¹の広がりなどの経済状況への対応、人口減少・少子高齢化など中長期的な課題への対応が考えられる。また、これまでの取組の延長として、自然と共生する社会を実現し、地域の環境・社会・経済の基盤を維持する取組も期待されるところである。

(1) 気候変動への対応

我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨の発生回数が約 30 年前の約 1.4 倍に増加し、日降水量 100mm、200mm 以上の大雨日数も増加している。また、年平均気温は 100 年あたり約 1.1℃の割合で上昇し、真夏日や猛暑日の日数は長期的に増加傾向にあるなど、夏季の酷暑が著しい状況となっている。

このような気候変動への対応策としては、グリーンインフラの取組を通じ、国土管理の適正化や緑地の保全と緑化の推進による地表面被覆の改善、緑地や藻場等の活用等によるCO₂吸収源対策が図られることで、気候変動の緩和が期待される。また、適応の観点では、土壌、浸透性舗装等を活用した雨水の貯留浸透対策や植栽による蒸発散効果を利用した暑熱緩和対策等が有効と考えられる。さらに、「より良い復興（Build Back better）²」を図るうえでも、グリーンインフラの活用が期待される。加えて、霞堤など不連続堤や防備林などの伝統技術は、現在でも洪水に対して減災機能を発揮しており、今後想定される気候変動等の影響の増大に対しても同様に減災機能を発揮することが期待できる。

(2) グローバル社会での都市の発展

グローバル社会における国際的な都市間競争が激しくなる中、都市が備えるべき機能や要素として、経済、交通、居住、文化等に加えて、環境は重要な要素であり、緑と水が豊かで多様な機能を発揮する自然環境を有し、安心・安全、快適でイノベーターティブな居住環境や経済活動の基盤を提供する都市へのニーズが高まっている。

社会資本整備や都市開発に際してのミティゲーション（緩和）として環境に配慮するという従来の取組を越え、官民が連携して、自然環境が有する機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるグリーンインフラの取組を推進し、グローバル社会での都市間競争を勝ち抜く魅力ある都市空間を形成

¹ 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する要素を考慮した投資

² 災害時の復旧復興において単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践すること

することが求められている。

（３）SDGs、ESG 投資等との親和性

自然環境の有する多様な機能を活用して持続可能な都市づくりを進めるグリーンインフラの取組は、平成 27 年に採択された持続可能な開発目標（SDGs³）の目標を実現するための基盤である。また、投資家が ESG への配慮を求める動きが世界的に強まる中、グリーンインフラの取組が環境等に高い関心を有する民間資金を呼び込み、自然環境が有する機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用が推進されることが期待される。

（４）人口減少社会での土地利用の変化への対応

人口減少・少子高齢化の本格化に伴い、土地を管理する担い手の減少や開発圧力の低下が進行し、水源涵養や土砂崩壊の防止など国土管理上重要な機能を果たしてきた森林や農地等の管理放棄地や低未利用地が増加することが想定される。これらの管理放棄地や低未利用地について、国土を荒廃させず、最適な国土利用を選択することが求められており、グリーンインフラの取組は解決策の一つとして期待される。また、これらの活動を通じた生きがいのある健康長寿社会の実現や、地域コミュニティの再構築も期待される。

（５）既存ストックの維持管理

我が国では建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に上昇するなどインフラの老朽化が進行する一方、財政制約や地方公共団体の技術系職員の減少など既存ストックの維持管理の担い手の減少も想定される。このような状況に対応して、効率的な維持管理を進めるため、新技術の開発・導入などの従前からの取組とともに、維持管理分野におけるグリーンインフラの効果的な取組について検討を進めることも重要である。

（６）自然と共生する社会の実現

私たちは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する（生物多様性基本法 前文）。中山間地域や農村地域では豊かな自然環境を維持し、都市域では今ある自然環境を保全し、いかして緑と水のネットワークを形成することにより、生物多様性の保全と自然と共生する社会を実現することは私たちの永遠の責務であり、グリーンインフラの取組は、生物多様性条約第 10 回締約国会議

³ Sustainable Development Goals の略であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標

（COP10）で日本が提唱した SATOYAMA イニシアティブ⁴の長期目標でもある「自然共生社会の実現」を図るための重要な要素であると考えられる。

（7）歴史、生活、文化等に根ざした環境・社会・経済の基盤

四方を海に囲まれ、海岸線から山林に至るまで複雑で変化に富んだ地形を有する我が国では、古来より自然の特徴をいかしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきた。全国津々浦々にこのような自然資本が存在することから、地域住民をはじめとする多様な主体が参画するグリーンインフラの取組を通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然資本を持続的に維持管理することが求められている。

⁴ 自然資源が持続的に利用され、人々が豊かな自然の恵みを享受してきた、日本の「里山・里海」のような地域（二次的自然地域）の保全を促進し、自然共生社会の実現を目指す取組

3. グリーンインフラの特徴と意義

(1) 機能の多様性

グリーンインフラを構成する自然環境（緑地、植栽、樹木、河川、水辺、森林、農地等）は、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など、多様な機能を有する。

また、グリーンインフラは、緑地や水辺の維持管理や農作業の体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場となるほか、第8期北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定）における取組のように、農業など自然環境をいかした産業と観光が連携して地域のブランディング力を高める取組等も期待される。

このようなグリーンインフラの有する多様な機能は、個別の施設にとどまらず、多様な主体が連携してエリア全体の資源や空間をいかすことにより、より効果的、多面的に機能を発揮することが期待される。

(2) 多様な主体の参画

グリーンインフラは、多様な機能を有するという性格上、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することが期待される。

成熟社会における人々の価値観の多様化ともあいまって、地域住民やNPO等多様な主体が社会資本の整備、維持管理や自然環境の保全等の活動に参画する機運が高まっており、このような活動を通じて、グリーンインフラを基点として新たなコミュニティやソーシャルキャピタルが形成されることが期待される。さらに、外出機会や体を動かす機会の創出による心身の健康の増進も期待される。

なお、多様な主体が参画して、各々の動機に基づく様々な活動が展開されるからこそ、環境の変化に合わせてグリーンインフラが持続的に多様な効果を発揮することができるよう、各主体が適切に連携・役割分担しつつ、適切なマネジメントを行うことが必要である。

(3) 時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）

グリーンインフラの機能は、植物や樹木の生育、水辺地の形成など、時間の経過とともに変化するという特徴があり、利用方法の変化等により新たな機能が発現することもある。一方で、適切にマネジメントされない場合には、周辺住民や地域にとってマイナスの環境をもたらすこともある。

我が国には、長い時間の経過とともに地域の歴史、生活、文化等を形成し、防災・減災、良好な景観形成、農作物の生産など多様な機能を発揮してきた自然資本（雑木林、屋敷林、保安林、棚田など）があるが、一定の行政の関与を前提としつつ、これら地域の自然資本に愛着を感じながら、地域住民等の多様な主体が参画してグ

リーンインフラとして持続可能な維持管理がなされることが望まれる。

グリーンインフラの維持管理に際しては、環境の変化により当初の計画では想定していなかった事態が生じうることを前提とし、時間の経過とともに発揮される機能を随時モニタリング・検証しながら、地域住民等の多様な参画主体の合意を形成しつつ、自然環境が有する不確実性を踏まえた順応的な維持管理を行うことが重要である。

4. グリーンインフラの活用を推進すべき場面

多様な主体の連携・参画のもと、時間の経過とともに変化する自然環境の有する多様な機能の発現を図るグリーンインフラの取組は、持続可能な開発目標（SDGs）に示されているように、複数の地域課題の同時解決にアプローチする手法として有効である。以下、前述2. で整理したグリーンインフラが求められる社会的・経済的背景も踏まえ、グリーンインフラの活用が想定される場面について、現時点で考えられるものを示す。以下に示す8つの場面やその他の場面でのグリーンインフラの活用は、多様な機能の発揮が十分に図られるよう、互いに連携して推進されることが重要である。今後、これらも参考としつつ、地域の実情、課題に対応した様々なグリーンインフラの取組が進められることが期待される。

（1）気候変動への対応

我が国では、短時間強雨や大雨の発生頻度の増加、都市化の影響も加わった気温上昇等の気候変動が顕在化しており、今後もそれらの進行が予想される。グリーンインフラの取組は、温室効果ガスの吸収源等として、気候変動の緩和に寄与するが、気候変動への適応策としても、一定程度の機能の発揮が想定されるグリーンインフラを既存インフラと相補的に活用して、防災・減災対策を重層的に進めることが有効と考えられる。

具体的には、都市空間（公園、水辺、歩道、農地、その他のオープンスペースや建築物等）を最大限に有効活用して、土壌や浸透性舗装等を活用した雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策を推進することが考えられる。雨水貯留浸透対策を推進するに際しては、土壌や地質、地下水位等の状況を踏まえつつ、公共施設の整備のみならず民間の都市開発や土地利用も含め、エリア全体での継続的・漸進的な取組を推進することが有効と考えられる。

安全な地域づくりを進めるため、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することによる生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR⁵）やグリーンインフラを推進する。

また、霞堤等の伝統的な治水施設が存在する場合には、その価値や機能を踏まえ積極的に利用することも考えられる。災害後の整備にあたっては、堤防の復旧だけでなく、背後地の土地利用等を踏まえた対策も必要である。さらに、防災林等の機能維持、強化等に取り組むことも重要である。

⁵ Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の考えとは、災害への暴露と社会への脆弱性の低減を図ることによって、地域の防災・減災機能の強化と生物多様性・生態系サービスの確保の両立を図るというもの

（２）投資や人材を呼び込む都市空間の形成

SDGs や ESG 投資が世界の潮流となる中、我が国都市がグローバル社会の都市間競争を勝ち抜き、世界の社会経済をリードするためには、グリーンインフラの取組等を通じて、居心地が良く歩きたくなる魅力的な都市空間を形成し、心身ともに健康でイノベーティブな生活・労働環境を実現することにより、環境に高い関心を有する人材、企業、民間投資を呼び込むことが重要である。また、気候変動に適応した安全・安心な経済活動基盤の構築、都市内の緑と水面をつないで快適な移動空間を形成するグリーングリッド⁶の構築、自然環境と調和したオフィス街区の形成による生産性の向上等も重要な視点である。

このような視点も踏まえ、人材、企業、民間投資を呼び込む持続的な取組として、官民が連携して共通の問題認識を共有し、段階的に発生する社会資本整備や民間都市開発などの不動産投資に際して、自然環境豊かな都市空間を形成し、持続的に維持管理・改良を続けていくグリーンインフラの取組を推進することが期待される。この際、計画段階や持続性の確保等において、官民の評価制度を積極的に活用することが望まれる。

（３）自然環境と調和したオフィス空間等の形成

植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れた「バイオフィリックデザイン⁷」の概念を用い、オフィス空間や連続する都市空間等を自然環境と調和させることによって、都市で活躍する人材の健康や幸福度、生産性、創造性の向上を図るグリーンインフラを形成することが考えられる。また、官民が連携して自然環境豊かなオフィス街区を形成することにより、バイオフィリックデザインや環境に関心の高い人材、企業、投資が呼び込まれ、都市のエリア価値が向上する効果も期待される。

（４）持続可能な国土利用・管理

人口減少下で土地の需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となっている。開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現することが重要である。

このような観点から、土地の管理コストを低減させる工夫を行うとともに、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、地域の状況に応じた新たな用途の発見等の選択肢を示しながら、国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くよう

⁶ 緑や水面などのネットワーク化の取組で、ロンドンにおける All London Green Grid の取組が有名

⁷ 人間には「自然とつながりたい」という本能的欲求（バイオフィリア）があるとする考え方を反映し、植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れた空間デザイン

な最適な国土利用を選択して必要な取組を進めていくことが求められている。適切に維持管理されたグリーンインフラは、中下流域の都市と地域の防災・減災にも資するものであり、多様な主体の参画を通じて、健全なグリーンインフラを形成することは、持続可能な国土利用・管理を進める取組の重要な選択肢の一つと考えられる。

(5) 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生

今後、人口減少と少子高齢化の進展に伴う開発圧力の低下や土地利用の担い手の減少により、段階的に低未利用地が発生することが想定される。また、立地適正化計画に定める居住誘導区域外の区域においても低未利用地の発生が想定される。これらの低未利用地の活用方策として、中長期的な時間軸を持ちながら、段階的に農的な土地利用の推進や自然環境の回復を図り、グリーンインフラを形成することが考えられる。

コンパクトシティの考え方にに基づき、無秩序な市街化を抑制する観点から、今ある緑地・農地等の自然環境を積極的に保存することで、グリーンインフラを形成することが考えられる。

また、地方創生の観点から、グリーンインフラの活用により、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加のため、二地域居住・就業の促進、子供の農山漁村体験の充実等を図ることが考えられる。

(6) 都市空間の快適な利活用

都市空間の快適な利活用の観点から、一定のエリアを対象として中長期的なタイムスパンを有する計画・構想を策定した上で、段階的に生じるインフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際して、各主体が個別の建築・開発行為と合わせて緑と水のネットワークを形成することが考えられる。各主体が自らの緑や水を持続的に維持管理するという共通の意識を持ち、時間をかけながら自然環境豊かなグリーンインフラの形成を図る取組を推進することが期待される。

(7) 生態系ネットワークの形成

生物多様性の保全と自然と共生する社会を実現するためには、生物の生息・生育の場である貴重な自然や在来種を保全するとともに、分断化された自然をつなぐことによって生物の移動経路を確保し、また、自然の働きを回復させることによって豊かな自然環境を再現する取組を行うことが重要と考えられる。

このような観点から、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する「多自然川づくり」の取組、多様な動植物の生息・生育地として重要な湿原や干潟等の湿地の再

生、健全な水循環の維持・確保と緑地・農地の保全・形成を通じて緑と水のネットワークを構築する取組、社会資本整備に際して生物の生息・生育の場を併せて形成する取組（緑地帯の機能を併せ持つ砂防堰堤など）等を推進することが期待される。

（８）豊かな生活空間の形成

現代の多様な価値観とライフスタイルに対応するためには、人々が自然とつながりながら集い楽しみ、多様な活動の舞台となる豊かな生活空間を形成することが求められている。

公園、緑地、河川、水辺空間、森林、農地、海岸などは、人々が自然とつながることができる貴重な空間である。地域住民との協働や民間企業との連携等によって、多様な主体がこれらの空間の運営に関わり、環境教育、健康増進、レクリエーションなど多様な活動を展開するグリーンインフラの取組を通じて、豊かな生活空間を形成していくことが期待される。持続可能な交通空間としてのグリーングリッドの形成も豊かな生活空間を構成する要素と考えられる。

5. グリーンインフラを推進するための方策

グリーンインフラの取組については、平成 27 年 8 月に閣議決定された「国土形成計画」を皮切りに、「第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月閣議決定）」、「第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）」等の政府文書に位置づけられてきたところである。

今般、令和元年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」、「未来投資戦略 2019（成長戦略フォローアップ）」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」、6 月 11 日に国土強靱化推進本部決定された「国土強靱化年次計画 2019」において、より具体的な取組として、官民連携プラットフォームの構築、先導的なプロジェクトの支援、土地利用方策についての所要の改正措置等を進めることが位置づけられたところである（別紙 2）。

これらの政府文書も踏まえ、自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うグリーンインフラの取組を、社会資本整備や土地利用等を進める際の検討プロセスにビルトインするという基本方針のもと、下記の取組を推進する。その際、内閣府、農林水産省、環境省等の関係府省や地方公共団体との連携を強化する。

（1）グリーンインフラ主流化のための環境整備

① 「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（仮称）の創設

国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関など多様な主体が幅広く参画するプラットフォームを創設し、以下の取組を行う。将来的には、地域の実情、課題に対応した地域レベルでの取組が進められることが期待される。ビジネスエコシステムという考え方があるが、プラットフォームの場で多様な主体が各自の知見、ノウハウや技術を持ち寄り、グリーンインフラの取組を発展させていくことが期待される。

i) アドバイザーの派遣

グリーンインフラに関する専門的知見や経験を有する者を選定し、地方公共団体の要請等に応じ、アドバイザーとして派遣する。

ii) アイデアコンテストの実施

グリーンインフラの取組、先進技術の活用等についてアイデアコンテストを実施する。

iii) シンポジウムの開催等

グリーンインフラに関する国民の理解を得るため、シンポジウムの開催や、「インフラツーリズム」、「ガーデンツーリズム」等と連携して PR を実施する。

② 相談窓口の設置等

i) 相談窓口の設置

地方公共団体、民間等からの相談等に応じるため、グリーンインフラに関する相談窓口を設置する。

ii) 取組事例集の作成

グリーンインフラの取組事例集を作成し、ポータルサイトでの情報発信、パンフレットの配布等を行う。

③ 各種法定計画への位置づけ

i) 社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画（社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき国が社会資本整備事業の重点目標等を定める計画）の次期計画（現行の計画期間は平成 27～令和 2 年度）において、グリーンインフラの取組を明確に位置づける方向で検討し、国の重要施策として推進する。

ii) 地域気候変動適応計画

地域気候変動適応計画（気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき地方公共団体が作成する計画）において、グリーンインフラの取組を盛り込むよう、気候変動適応広域協議会等の場も活用し、地方公共団体に働きかけを行う。

iii) 緑の基本計画

緑の基本計画（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき市町村が作成する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）において、グリーンインフラの取組を盛り込むよう市町村を促すため、通知の発出、事例紹介等を行う。

④ 都市計画に係る運用指針等の見直し

コンパクトシティの形成において、緑や水をいかした都市空間の形成等を図るため、都市計画におけるグリーンインフラの活用に関する考え方を整理し、運用指針等に反映する。

⑤ 技術指針の策定と要素技術の研究開発

モデル事業の実施や「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（仮称）の活用等を通じて、各事業分野においてグリーンインフラの特徴を考慮した技術指針の策定に向け検討を進めるとともに、要素技術の研究開発を推進する。

⑥ 土木設計におけるグリーンインフラの取組への配慮

技術指針の策定状況等を踏まえて、技術基準及び参考図書並びに特記仕様書へグリーンインフラを位置づけること等を検討し、国が発注する土木設計業務において、受注者（設計者）がグリーンインフラの取組を配慮するようにする。

⑦ 各主体の役割分担及び費用負担についての整理

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（仮称）も活用し、現場の課題、解決方策等を調査・分析し、グリーンインフラに取り組む各主体の役割分担及び費用負担等について整理する。

（２）グリーンインフラ推進のための支援の充実

① モデル事業の実施と優良事例の横展開

全国の牽引役となる先導的なグリーンインフラの取組をモデル事業として選定したうえで専門家派遣等によりハンズオン支援を実施し、優良事例の全国への横展開を図る。

② 計画策定等に関する新たな支援制度

分野横断的なグリーンインフラの取組に係る計画の策定、新技術等の実証等に対する支援制度を検討する。

③ 緑の総合的な支援制度

緑の基本計画に基づいて行われる公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラの取組を支援する制度を検討する。

④ グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進

地方公共団体等におけるグリーンインフラ活用を含めたまちづくりと連携した雨水貯留浸透施設等の整備による総合的な治水対策の推進について、引き続き、支援する。

⑤ 交付金等による重点的支援の実施

地方公共団体のグリーンインフラの取組について、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金等を活用し、重点的な支援を実施する。

⑥ 民間の取組に対するファイナンス支援の実施

民間都市開発における緑化、水防災対策など、民間主体によるグリーンインフラの取組を促進するため、ファイナンス支援を実施するとともに、更なる加速化のために必要な措置を検討する。

i) Re-Seed（一般社団法人 環境不動産普及促進機構）の耐震・環境不動産形

成促進事業（金融支援）

（概要）

民間資金やノウハウを活用した、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成を促進するため、老朽・低未利用不動産の改修・開発事業等に民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給（出資）するもの。

（支援例）

- ・大阪市中心部のオフィスビル（CASBEE「S」ランクを満たす水準への改修事業）
- ・立川市のサービス付き高齢者向け住宅（BELS3つ星を満たす水準への改修事業）

ii）民間都市開発推進機構のメザニン支援事業（金融支援）

（概要）

国や市町村が定める特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、メザニン資金を提供するもの。

（支援例）

- ・赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業（赤坂インターシティ AIR）
- ・（仮称）虎ノ門2-10計画（ホテルオークラ建替）

iii）民間都市開発推進機構のまちづくりファンド支援事業（金融支援）

（概要）

地域の資金等を活用し、民間事業者等によるリノベーションその他のまちづくり事業を支援するため、当該事業への出資・助成等を行うまちづくりファンドに対して出資等による支援を実施するもの。

（支援例）

- ・特定プロジェクト緑化支援事業（THE TOYOSU TOWER）
- ・長浜市美しい観光地づくり推進事業（黒壁ガラス館）

iv）国の防災・省エネまちづくり緊急促進事業（個別補助（財政支援））

（概要）

防災性能や省エネルギー性能など質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対する国の財政支援

（支援例）

- ・二子玉川東第二地区市街地再開発事業（東京都世田谷区）
- ・桜町地区市街地再開発事業（熊本県熊本市）

⑦ ファイナンス確保に関する事例集の作成

ESG 投資やグリーンボンド等の資金が供給される事例、ふるさと納税、ふるさと納税企業版、市民緑地認定による税制優遇、クラウドファンディングなど、資金調達の取組事例を収集し、事例集を作成する。

(3) グリーンインフラに関する評価手法の開発等

① 評価手法の開発

グリーンインフラに関する認識や情報の共有を図る観点から、グリーンインフラの特徴（多様な機能を有し、多様な主体の参画が可能であること、自然環境が有する不確実性を考慮した順応的管理が必要であることなど）、海外での事例分析等を踏まえつつ、グリーンインフラの適切な評価手法を検討する。その際、グリーンインフラの有する個別機能と総合的機能、持続性の確保について、民間の認証制度等とも連携を図りつつ、科学的根拠やエビデンスを整理、評価して投資判断を行う手法など、幅広く検討を行う。

② 国土管理の観点からのリスク低減効果等の分析

地球温暖化や人口減少・少子高齢化が進行する中、グリーンインフラの整備・管理を通じた生態系サービスの活用によるリスク低減効果等を分析し、グリーンインフラの活用も含め、リスクの低減に資する国土管理のあり方を検討・整理する。

③ 伝統的な技術や先進技術の活用の可能性調査

年月の経過や自然環境の変化にあわせ防災・減災の機能を発揮してきた霞堤、輪中堤、屋敷林などの伝統的な知恵や技術の継承とその担い手の確保、また、IoT、AI、ビッグデータなど先進技術のグリーンインフラへの活用可能性を調査する。

グリーンインフラ懇談会の設立趣旨と検討経緯

1. グリーンインフラ懇談会の設立趣旨

- 国土交通省では、国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）等を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進してきた。
- 人口減少や社会資本の老朽化が進行し、気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備と土地利用を推進する必要がある。また、平成 27 年国連総会で決議された持続可能な開発目標（SDGs）推進の機運も高まっている。そのような中、SDGs と親和性が高く、多くの社会的課題の解決策となる可能性を有するグリーンインフラを、多様な主体の連携のもと推進していくことが求められている。
- そのため、今後の社会資本整備や土地利用等に際して、グリーンインフラの取組を推進する方策について、幅広く議論し、検討することを目的として設立するものである。

<懇談会の委員（敬称略・五十音順）>

- | | | |
|---|--------|------------------|
| | 朝日 ちさと | 首都大学東京都市環境学部教授 |
| ○ | 石田 東生 | 筑波大学名誉教授（座長） |
| | 木下 剛 | 千葉大学大学院園芸学研究科准教授 |
| | 田口 政一 | 横浜市環境創造局政策調整部長 |
| | 中村 太士 | 北海道大学大学院農学研究院教授 |
| | 涌井 史郎 | 東京都市大学環境学部特別教授 |

2. グリーンインフラ懇談会の検討経緯

第 1 回（平成 30 年 12 月 26 日）

- （1）グリーンインフラに関する近年の取組について
- （2）その他

第 2 回（平成 31 年 2 月 8 日）

- （1）グリーンインフラの取組の現状等について
日本政策投資銀行等からの情報提供
- （2）第 1 回懇談会を踏まえた整理について
- （3）グリーンインフラ施策の進め方について

第 3 回（平成 31 年 3 月 28 日）

- （1）中間整理（案）について（審議）

平成 31 年 4 月 17 日

中間整理とりまとめを公表

第 4 回（令和元年 6 月 24 日）

- （1）グリーンインフラの推進戦略（案）について（審議）

政府決定文書における「グリーンインフラ」に関する記載

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
「（前略）緑や水をいかした都市環境整備等を推進する。」
- 「未来投資戦略 2019（成長戦略フォローアップ）」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
「 緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの取組を推進し、新たな投資と人材を呼び込むため、本年夏頃に官民連携プラットフォームを構築し、先導的なプロジェクトを支援するとともに、本年度中に土地利用方策について所要の改正措置を講ずる。」
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
 - 「○ 持続可能で魅力ある地域づくりのための「グリーンインフラ」の推進
 - ・ 自然環境の有する多様な機能の活用によって持続可能で魅力ある地域づくりを進めるため、関係者で情報共有等を図るための官民連携プラットフォームの立上げ、事例集の作成による優良事例の横展開、アドバイザー派遣、アイデアコンテストを実施し、多様な主体の連携による「グリーンインフラ」の先導的なプロジェクトを推進する。」
- 「国土強靱化年次計画 2019」（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）
「 地域のレジリエンスを高め、持続可能で魅力的な地域社会等の形成を図る「グリーンインフラ」の取組を推進する。令和元年夏頃を目途に、官民連携のプラットフォームを立ち上げ、多様な主体の連携により先導的なグリーンインフラのプロジェクトを支援する。」